

目黒区特別支援学級就学奨励費支給要綱

平成4年4月1日付け目教学第32号決定

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）並びに関係法令に基づき、特別支援学級に在学する等の児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減するために、就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給し、もって特別支援学級等における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保護者」とは、目黒区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する児童・生徒（以下「支給要件児童生徒」という。）を扶養する父、母又は父母に扶養されない支給要件児童生徒を扶養する者をいう。

- (1) 区市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む）に併設されている特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）に在学する児童・生徒
- (2) 区市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む）の通常学級に在学し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒
- (3) 特別支援学級若しくは特別支援学校（以下「特別支援学級等」という。）に通級する児童・生徒

(支給要件及び支給費目)

第3条 奨励費は、別表1に掲げる保護者の区分に応じ、それぞれ定める支給費目の範囲において支給する。

(受給の認定)

第4条 保護者は、奨励費を受けようとするときは、別に定める申請書に受給資格を証する書類を添えて目黒区教育委員会に申請し、認定を受けなければならない。

(支給額)

第5条 奨励費の年度を単位として支給額は、認定を受けた支給要件児童生徒（以下「支給対象児童生徒」という。）1人につき、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 前条に規定する支給対象児童生徒ごとの支給期間について、当該期間の開始が年度途中からである場合又は終了が年度途中である場合の支給費目ごとの支給額及び通学費の支給額の改定等については、別表3に定めるとおりとする。

(支給日等)

第6条 奨励費の支給日は、8月、12月及び翌年3月のそれぞれ末日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 認定を取り消したとき。
- (2) 支給日が経過した後において支払うとき。

2 前項に規定する支給日に支給する費目及び額は、別表4に定めるとおりとする。

(支給期間等)

第7条 奨励費の支給期間、支給額の改定、支給方法、支給の過誤調整、届出義務、認定の取り消し、及び、奨励費の返還については、特に定めるもののほか、目黒区就学援助費支給要綱（平成16年3月12日付け目教学第1292号決定。以下「就学援助費支給要綱」という。）に定める就学援助費の例による。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、目黒区教育委員会教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年5月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年3月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

支給要件		支給費目
支給要件児童生徒（特別支援学級等に通級する児童・生徒を除く）の保護者	保護者の属する世帯の <u>前年の合計所得</u> （1月から3月までの間の申請にあつては前々年の所得とする。）を基に算定した収入額の合計（以下「収入額」という。）が、生活保護法第8条の規定に準拠して算定した需要額（以下「需要額」という。）の2.5倍未満である者（就学援助費支給要綱に基づき認定を受けた者（以下「援助費認定者」という。）を除く。）	学校給食費 学用品費 通学用品費 新入学児童生徒学用品費 校外行事費 校外宿泊費 修学旅行費 体育実技用具費 通学費 職場体験交通費
	収入額が需要額の2.5倍以上である者のうち奨励費の申請を行ったもの、及び援助費認定者のうち要保護者（生活保護法適用者）又は準要保護者として認定されている者	通学費 職場体験交通費、
特別支援学級等に通級する児童・生徒の保護者のうち、奨励費の申請を行ったもの		通級交通費

- 備考 1 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外行事費及び修学旅行費（小学校）については、該当者に一律支給する。
- 2 学校給食費、校外宿泊費、修学旅行費（中学校）、体育実技用具費、通学費、職場体験交通費及び通級交通費については、支給対象児童生徒の在学する小・中学校の学校長の実績報告に基づき支給する。
- 3 宿泊行事の参加を予定していた者が、行事の実施直前にやむを得ない事情により参加できないこととなり、これに伴い取消料が生じる場合は、これについて校外宿泊費又は修学旅行費として支給することができる。

別表2（第5条関係）

支給費目	支給額（年額）	対象学年
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条第2項に規定する学校給食費として、保護者が当該年度に学校に支払う実額	全学年
学用品費	当該年度の都区財政調整にかかる基準財政需要額を算定するに当たり定める児童・生徒1人当たりの特別支援学級就学奨励費歳出積算基礎（以下「都区財政調整積算基礎（奨励費）」という。）の「学用品費」の額に2を乗じて得た額。	小学全学年 及び中学全学年
通学用品	2,170円	小学2～6

費		年及び中学 2～3年
新入学児童生徒学用品費	当該年度の都区財政調整積算基礎（奨励費）の「新入学学用品費」の額に2を乗じて得た額。	小学1年及び 中学1年
校外行事費	当該年度の都区財政調整にかかる基準財政需要額を算定するに当たり定める児童・生徒1人当たりの要保護準要保護児童生徒就学援助費歳出積算基礎（以下「都区財政調整積算基礎（援助費）」という。）の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額に10分の6を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）	小学1～2 年
	当該年度の都区財政調整積算基礎（援助費）の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額	小学3～4 年
	当該年度の都区財政調整積算基礎（援助費）の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額に10分の14を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）	小学5年
	当該年度の都区財政調整積算基礎（援助費）の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額に10分の7を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）	小学6年
	当該年度の都区財政調整積算基礎（援助費）の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額	中学全学年
校外宿泊費	宿泊行事（年度1回に限る。）に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなる経費の実額（ただし、当該年度の都区財政調整積算基礎（奨励費）の「校外活動費（宿泊を伴うもの）」の額に2を乗じて得た額。を限度とする。）	全学年
修学旅行費	当該年度の都区財政調整積算基礎（援助費）の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額に10分の7を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は切り上げる。）	小学6年
	修学旅行（1回に限る。）に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなる経費の実額（80,000円限度）	中学3年
体育実技用具費	保健体育の授業の実施に必要な体育実技用具費（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、	中学全学年

	垂れ、剣道着、竹刀及び防具袋)) で、生徒全員が個々に用意することとされている柔道着又は防具一式のいずれか一つの用具購入にかかる実額(ただし、当該年度の基準財政需要額を算定するに当たり定める児童・生徒1人当たりの特別支援教育就学奨励費積算基礎(特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)国庫補助対象限度額等一覧の「体育実技用具費(学用品・通学用品購入費加算分)」における中学校の柔道、剣道の別に定める国庫補助対象限度額に2を乗じて得た額を限度とする。)	
通学費	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する際に利用する交通機関の利用区間にかかる1か月の定期乗車券の価額に11(夏季休業日を除き月の1日から末日まで1日も通学していない月がある場合は、その月数を11から減じた数)を乗じて得た額	全学年
職場体験 交通費	教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において現場実習に参加する場合にかかる交通費の実額	中学全学年
通級交通 費	最も経済的な通常の経路及び方法により通級する場合にかかる交通費の実額	全学年

別表3(第5条関係)

費目	支給の開始・終了が年度途中である場合
通学費	支給開始日の属する月から支給終了日の属する月の分までを支給する。ただし、当該期間中に8月1日から8月31日までの期間が含まれている場合は当該期間については支給対象から除く。また、年度途中に通学経路・通学方法又は交通機関の運賃等に変更があった場合は、変更になった日の属する月の翌月(当該変更事由が発生した日が1日の場合はその月)から支給額を改定する。
職場体験交通費	支給開始日から支給終了日までの間に実施された職場体験にかかる経費について支給する。
通級交通費	支給開始日から支給終了日までの間の通級にかかる経費について支給する。

別表4(第6条関係)

支給日	支給費目	支給額又は支給対象
8月末日	学校給食費	4月～7月に保護者が負担する額

	学用品費 通学用品費 校外行事費（小学6年生を除く。）	年額に3分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）
	校外行事費（小学6年生）	年額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）
	新入学児童生徒学用品費	
	修学旅行費（中学校）	
	通学費	4月～7月に保護者が負担する額
12月末日	学校給食費	8月～12月に保護者が負担する額
	学用品費 通学用品費 校外行事費（小学6年生を除く。）	年額に3分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）
	校外行事費（小学6年生）	年額から2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）を減じた額
	通学費	9月～12月に保護者が負担する額
3月末日	学校給食費	1月～3月に保護者が負担する額
	学用品費 通学用品費 校外行事費（小学6年生を除く。）	年額から3分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）に2を乗じて得た額を減じた額
	通学費	1月～3月に保護者が負担する額
	修学旅行費（小学校）	
	校外宿泊費	
	体育実技用具費	
	職場体験交通費	
	通級交通費	